

一般社団法人 日本航空宇宙学会
本部受取交付金に関する内規

制定 平成 25 年 6 月 14 日

(目的)

第 1 条 細則第 2 2 条で定められた北部支部、中部支部、関西支部、西部支部の各支部の円滑な運営のため本部受取交付金に関して定める。

(本部受取交付金)

第 2 条 北部支部、中部支部、関西支部、西部支部は、会計年度当初に学会本部より本部受取交付金として交付金の支給を受ける。

2. 本部受取交付金の支給額は以下に従う。

(1) 本部受取交付金の総額を 780,000 円とする。

(2) 各支部へ支給基本額を 30,000 円とする。

(3) 支部会員 1 人当たりの支給額を以下の計算式で計算する。

$$\text{支部会員 1 人当たりの支給額} = (780,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 支部}) \div \text{支部会員総数}$$

(4) 各支部の本部受取交付金を以下の計算式で計算する。

$$\text{各支部の本部受取交付金} = 30,000 \text{ 円} + (\text{支部会員 1 人当たりの支給額}) \times \text{各支部会員数}$$

(5) 1,000 円未満の端数は調整する。

(改廃)

第 3 条 本内規の改廃は理事会で行う。

付 則

1. 本内規は平成 25 年 6 月 14 日から施行する。